

広島地方最低賃金審議会
第4回 広島県船舶製造・修理業、船用機関製造業
最低賃金専門部会議事要旨

開催日時	令和6年11月5日（火）8時53分～11時14分		
開始場所	広島合同庁舎2号館7階5号会議室		
出席状況	公益を代表する委員 労働者を代表する委員 使用者を代表する委員	出席 2 人 出席 3 人 出席 3 人	定数 3 人 定数 3 人 定数 3 人
主要議題	1 広島県船舶製造・修理業、船用機関製造業最低賃金の改正決定について 2 その他		
議 事 要 旨			
<p>1 広島県船舶製造・修理業、船用機関製造業最低賃金（以下「広島県船舶等製造業」という。）の改正決定について</p> <p>事務局から前回の専門部会の審議経過と、現時点での他府県の結審状況及び県内他業種の結審状況について説明を行ったのち、部会長は労働者代表委員と使用者代表委員に、最低賃金の改正について金額提示を求めた。</p> <p>労働者代表委員は、「歩み寄りたい気持ちはあるが、近隣県と生じている金額差及び今年度の近隣県の結審状況を踏まえ、提示額は前回提示した53円のままとする。」と金額提示があった。</p> <p>使用者代表委員は、「前回提示の25円のままでもよいと思うが、4回目の審議ということもあり、39円を提示する。この業界は他と違い1～2年回復が遅い状況でなかなか厳しいが、修繕関係の持ち直しを踏まえた。1,069円であれば、広島県の最低賃金額に対し十分な優位性が保たれると思う。」と金額提示があった。</p> <p>その後、公益代表委員が労働者代表委員及び使用者代表委員と個別に協議を重ねたものの、合意には至らなかったが、公益案を示すことので承認が得られたことから、公益代表委員より、現行の特定最低賃金額1,030円を50円引上げて1,080円とする公益案が提示され、採決の結果、使用者代表委員全員の反対で公益案どおりの結審となった。</p> <p>次回開催予定の広島地方最低賃金審議会にて部会長報告を行うことが了承された。</p> <p>2 その他</p> <p>今後の審議会の開催予定</p> <p>第559回（第558回が不開催の場合、第558回）広島地方最低賃金審議会 日時及び会場を調整のうえ開催</p>			